

基本目標Ⅲ ■ 男女（みんな）が元気でいきいきと働けるまちづくり

「男女（みんな）が元気でいきいきと働けるまちづくり」にあたっては以下に示す2項目が主要課題となっています。

●主要課題

1. 働く場における男女平等の実現
2. 仕事と家庭の両立支援

「できることからやってみよう！」市民・事業者の皆さんの取組

- 性別にとらわれることなく、様々な職業に興味を持ち、技術の習得に努めましょう。
- 各種研修等を活用し、自己の能力開発に努めましょう。
- 事業者は、男女の雇用機会均等と労働環境の整備を進めましょう。
- 事業者は、性別に関わりなく意欲と能力を発揮できる環境を整備しましょう。
- 事業者は、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントに対する取り組みを強化しましょう。
- 事業者は、多様な就労形態における労働条件の向上に努めましょう。
- 事業者は、子育てと就労が両立できる環境の整備に努めましょう。
- 家族経営協定を締結し、新しい農業経営のルールづくりに努めましょう。

主要課題1 働く場における男女平等の実現

男女雇用機会均等法など法的な整備が進み、職場における制度上の性差別については改善されてきましたが、雇用条件や就業環境などで、男女格差が解消されていない現状があります。

女性は子育てや介護等で仕事を中断した後、パートタイムや派遣社員などの非正規社員として働かざるをえない場合が多く、不安定な雇用環境に置かれています。再就職、起業、キャリアアップを希望する女性を支援するため、県や関係機関と連携を図り、講習会などに関する情報提供を行う必要があります。

男女格差のない職場づくりを推進するとともに、就労環境を悪化させるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止など、男女ともに働きやすい環境の整備も重要です。

また、商工業や農業などの自営業において、女性は大きな役割と労働を担っていますが、就業と家庭での仕事があいまいなため心身の負担が大きい現状があります。

特に、農業の分野では男女が対等に農業の担い手として能力を發揮できるよう家族経営協定に関する周知や締結の促進に努めます。

施策の方向1 男女がともに働きやすい職場づくりの徹底

No.	具体的事業	事業概要	担当課
67	男女雇用機会均等法の周知と情報提供	男女雇用機会均等法の趣旨が労使双方に十分周知されるよう、国・県の情報などを活用し、情報提供を行う。	経済課
27 再	事業所等に対するセクシュアル・ハラスメント防止の普及啓発	市内事業所等に対して、セクシュアル・ハラスメント防止に関する情報提供を行うとともに、周知徹底の方策を検討する。	経済課 市民協働推進課
68	事業所等に対するパワー・ハラスメント防止の普及啓発	市内事業所等に対して、パワー・ハラスメント防止に関する情報提供を行うとともに、周知徹底の方策を検討する。	経済課 市民協働推進課

施策の方向2 多様な就業形態における労働条件の向上

No.	具体的事業	事業概要	担当課
69	労働条件向上に向けての関係機関との連携	労働条件向上に関する事業所等への働きは、市単独では困難なため、国・県等の機関との連携を強化する。	経済課
70	事業所への労働条件向上に関する情報提供と啓発	雇用の安定・労働時間短縮等の労働条件向上を目指し、国・県等の機関と連携し、事業所等に働きかけるとともに、情報の提供を行う。	経済課

No.	具体的事業	事業概要	担当課
71	労働関連法の周知・啓発	労働に関する法令（労働基準法、労働者派遣法※1、パートタイム労働法※2など）の趣旨が労使双方に十分周知されるよう、広報もりやや国・県等の情報などを活用し、情報提供を行うとともに、商工会等関係機関と連携した啓発活動を実施する。	経済課

施策の方向3 女性の能力発揮促進のための支援

No.	具体的事業	事業概要	担当課
72	関係機関で開催する研修等の情報提供	女性の職業能力の向上に向けて、関係機関で開催する研修会、セミナー等の情報提供を行う。	経済課
73	起業・就労に関する情報提供	ハローワーク等の労働機関の求人情報など就職に関する情報提供を行う。	経済課

施策の方向4 商工業・農業など自営業における働きやすい環境づくり

No.	具体的事業	事業概要	担当課
74	自営業における男女の経営参画の啓発	家族経営を基本とする自営業において、男女が対等に経営参画するための意識啓発を行う。	経済課
75	農業における家族経営協定の周知・締結の促進	家族経営を基本とする農業において、家族の就業条件を明確化する家族経営協定の締結を促進する。	経済課
76	農業経営等に関する方針決定等への女性の参画の働きかけ	農業経営等において女性の参画が積極的に行われるよう働きかける。	経済課

※1 労働者派遣法

【正式名称】労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律

※2 パートタイム労働法

【正式名称】短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律

主要課題2 仕事と家庭の両立支援

日本の女性の働き方の特徴として「M字曲線」——20歳代の就労率は高いのに、30歳代ではぐっと落ち込んで、40歳代で再び高くなる傾向があり、子育てが就業の継続を困難にする要因となっていることが懸念されています。このような中、「平成20年度厚生労働白書」によると、子育て盛りであり、働き盛りでもある30歳代・40歳代の男性の長時間労働の比率が高いことがわかりました。

守谷市においては、就学前児童保護者の就労状況は、父親93.8%、母親47.5%、また、小学生児童保護者の就労状況は父親88.5%、母親64.4%と、共働き世帯の比率が高い状況にあります。（平成21年守谷市次世代育成支援に関するニーズ調査より）

育児や介護については、育児・介護休業の法制化などにより、仕事と家庭の両立を図っていくための環境が整備されつつありますが、現実には女性の育児休業取得は浸透してきたものの、男性の育児・介護休業が取得しにくい環境にあるなどの問題があります。

職場での育児・介護休業が取得しやすい条件整備と環境づくりや、長時間労働の是正、個人の望むライフスタイルに応じた就労形態を主体的に選択できる環境づくり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）※の推進など、事業主と労働者の意識改革を促す必要があります。

※ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指します。

国は、平成19年12月「ワーク・ライフ・バランス憲章」を策定し、具体的に目指す社会は・・・

①就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者、とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

③多様な働き方・生き方が選択できる社会

性別や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

としています。

施策の方向1 職場における両立支援の推進

No.	具体的事業	事業概要	担当課
77	育児・介護休業制度の周知と普及・啓発	育児・介護休業制度について労使双方に十分周知されるよう、広報もりやや国・県等の情報などを活用し、情報提供を行う。	経済課 市民協働推進課
78	市職員への育児・介護休業制度活用の促進と復帰に向けての研修の実施	男性も女性も不安なく育児・介護休業が取得できる環境をつくるとともに、スムーズに職場復帰ができるよう必要な研修を行う。	総務課
79	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	一人ひとりが、個々の事情に応じて仕事と家庭や地域での生活を両立できるようにすることにより、高い意欲と能力の発揮を可能にするとされる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取り組みを推進する。	経済課 総務課 市民協働推進課

施策の方向2 出産・子育て・介護支援体制の充実

No.	具体的事業	事業概要	担当課
80	母性健康管理※に関する情報の提供	妊産婦が安心して働ける職場環境づくりを促進するため、母性健康管理に関する情報を提供する。	経済課 保健センター
81	保育所（園）の整備	多様で質の高い保育サービスの確保、待機児童減少への対応など、子育て期の家庭の社会生活を支援する。	児童福祉課
82	放課後子どもプラン事業の充実	<p>【放課後子ども教室】</p> 地域の大人と子どもとの交流を図るため、地域住民の参加・協力により子ども達が放課後安全に過ごせる居場所を提供する。	生涯学習課
		<p>【放課後児童クラブ】</p> 保護者の就労等により、放課後に家庭が留守になる小学1年生から3年生の児童を対象に、遊びや集団生活の場を提供する。	
83	幼稚園における預かり保育の実施	幼稚園における時間外の預かり保育を実施する。	児童福祉課
19 再	子育てハンドブックの作成・配布	母子健康手帳交付時に、子育てハンドブックを配布し、家庭における子育ての情報提供をする。	児童福祉課
84	子育て相談の実施	電話や窓口で相談を受けたり、保育所において必要な情報や関係機関の紹介を行う。	保健センター 児童福祉課
85	家庭児童相談の実施	家庭における児童の健全育成を図るため、児童相談及び指導を行う。	児童福祉課

No.	具体的事業	事業概要	担当課
86	ファミリー・サポート・センター事業の充実	サービスメニューの充実や会員の確保を行うとともに、研修内容の充実を図る。	児童福祉課
87	延長保育の実施	保育所の通常開所時間外の保育を実施する。	児童福祉課
88	病後児保育の導入	病気回復期の小学3年生までの児童が、集団保育及び保護者の就労などにより家庭での保育が困難な場合に、一時的にその児童を預かる病後児保育の導入を図る。	児童福祉課
89	一時保育の実施	保護者の疾病や介護等の理由により、家庭での保育が困難になった乳幼児に対し、一時預かり保育を実施する。	児童福祉課
90	ひとり親家庭への支援及び情報提供、相談事業の充実	ひとり親家庭に対し、医療費助成、各種祝金などの経済的支援を行うとともに母子自立支援員との連携を図り、情報提供や相談支援体制の充実を図る。	児童福祉課
91	介護に関する支援体制の充実	介護についての相談に対応し、必要な情報提供を行うなど、支援体制の充実を図る。	介護福祉課
44再	介護に関する講座の実施	介護の基礎知識と介護制度について理解を深めるための講座を開設する。	介護福祉課

※ 母性健康管理

男女雇用機会均等法では、母性健康管理について「事業主は妊娠中または出産後の女性労働者が健康診査等を受けるための時間を確保し、その女性労働者が医師等の指導事項を守ることができるように勤務時間の変更などの措置を実施しなければならない」とされています。

また、労働基準法では、産前産後休業、妊産婦等にかかる危険有害業務の就業制限等女性労働者の妊娠、出産等に関する基準が定められています。